

令和5年9月5日  
総務部総務課

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について

### 1 改正趣旨

多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の額の特例措置を定めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、マンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に係る手数料に関する規定を定め、併せて旅館業法の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和5年第3回定例会に提案する。

### 2 改正内容

#### (1) 多機能端末による証明書交付手数料の一部減額

##### ①改正理由

証明書コンビニ交付の利用を促進し、くみん窓口・出張所の混雑緩和を図るため。

##### ②改正内容

附則に次の1項を加える。

(多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置)

「令和6年3月1日から同年4月30日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。」

別紙「新旧対照表」参照(附則第3項)

##### ③施行日

令和6年3月1日

#### (2) マンション管理計画認定制度の開始に伴う手数料の新設

##### ①改正理由

マンション管理計画認定制度の開始に伴い、マンション管理計画変更認定申請手数料の規定を定める必要があるため。

##### ②改正内容

別表第1の125の9の項の次に「マンション管理計画変更認定申請手数料」の項を加える。

別紙「新旧対照表」参照(別表第1(第2条関係)の125の10の項)

##### ③施行日

令和5年10月31日

### (3) 旅館業法の一部改正に伴う規定の整備

#### ①改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、営業者の地位の承継について、事業譲渡による規定が追加されたことにより、規定の整備を行う必要があるため。

#### ②改正内容

別表第1の12の項中「又は第3条の3」を「、第3条の3又は第3条の4」に改める。  
別紙「新旧対照表」参照（別表第1（第2条関係）の12の項）

#### ③施行日

規則で定める日

### 3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>本則略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年4月1日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。</p> <p><u>(多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置)</u></p> <p>3 <u>令和6年3月1日から同年4月30日までの間における第3条第2項の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>中略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 別表第1の125の9の項の次に1項を加える改正規定 令和5年10月31日</u></p> <p><u>(2) 附則第1項に見出しを付する改正規定及び附則第2項に見出</u></p>	<p>○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号</p> <p>本則略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区手数料条例の規定は、平成12年4月1日以後に申請等を受理するものについて適用し、同日前までに申請等を受理したものについては、なお従前の例による。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>中略</p>

改正後					改正前				
<u>しを付し、附則に1項を加える改正規定 令和6年3月1日</u>									
<u>(3) 別表第1の12の項の改正規定 規則で定める日</u>									
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
	事務	名称等	額	徴収時期		事務	名称等	額	徴収時期
1～11 省略					1～11 省略				
12	旅館業法第3条の2、 <u>第3条の3</u> <u>又は第3条の4</u> の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	9,700円	承認申請のとき。	12	旅館業法第3条の2 <u>又は第3条の3</u> の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	9,700円	承認申請のとき。
中略					中略				
<u>125の10</u>	<u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の7第1項に基づくマンション</u>	<u>マンション管理計画変更認定申請手数料</u>	<u>申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</u> <u>1 2以外の場合(1)から(6)までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額</u>	<u>認定申請のとき。</u>	<u>新設</u>				

改正後					改正前				
の管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) <u>管理組合の運営の基準に係る事項</u>								
				4,800円					
	(2) <u>管理規約の基準に係る事項</u>								
				4,000円					
	(3) <u>管理組合の経理の基準に係る事項</u>								
				4,600円					
	(4) <u>長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項</u>								
			9,800円						
(5) <u>その他の基準に係る事項</u>									
			2,900円						
(6) <u>(1)から(5)までに掲げる事項以外のもの</u>									
			2,000円						
2 <u>変更する長期修繕計画の数が2以上である場合 (1)から(6)までに掲げる区分に応じ、次</u>									

改正後					改正前				
				<u>に掲げる額を合算した額</u> <u>(1) 管理組合の運営の基準に係る事項 1 (1) に掲げる額に、1 を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額</u> <u>(2) 管理規約の基準に係る事項 1 (2) に掲げる額に、1 を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額</u> <u>(3) 管理組合の経理の基準に係る事項 1 (3) に掲げる額に、1 を超える当該長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額</u>					

改正後					改正前				
				<p><u>(4) 長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項1(4)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額</u></p> <p><u>(5) その他の基準に係る事項1(5)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額</u></p> <p><u>(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの1(6)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額</u></p>					